

文教福祉常任委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

当委員会は、休会中の12月16日及び19日に開催し、今定例会において付託を受けました議案8件の審査を行いました。

説明を求めるために出席を求めた者は、市長、教育長、関係部長・課長等であります。

なお、16日の午後から、現状を把握するため、葉山東と治田西の学童保育所を視察いたしました。

それではまず条例関係からであります。

●議案第81号 栗東市福祉資金貸付基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について 委員から、

貸付の実績は？ また、この条例を廃止する主な要因とそれに伴う影響はないか。との質疑に対し、当局から

実績については、平成14年度に条例が出来てから今日まで2件であった。

廃止の要因と影響については、生活保護の申請から決定・給付まで、約1ヶ月かかり、それまでの生活費用を賄うものとして創設されたが、給付と貸付の窓口を分けて業務の透明性を図るため、今日まで社会福祉協議会の緊急小口融資を利用していた。この小口融資は金額的にも多く利用でき、制度が充実していて対象者にスムーズに貸付られるもので、返済についても生活保護決定後に、保護費から返済する仕組みとなっており滞納もなく、貸す側と貸していただく側、双方とも影響がないため、今回廃止するものです。

との、答弁がありました。

本案は討論もなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

●議案第83号 プール建設基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止

する条例の制定については、委員から、

- ①このプール基金は市民のプールを建設すべく、毎年積立られてきたものなので、取り崩すならば、教育関係に使えるか？
- ②今は財政立て直しの時であり、財政の立て直しが実現した後に積み立ててこられた先人の思いを忘れず、再度取り組むことが大切ではないか。
- ③栗東市の健康運動公園構想の中での基金なので、今後この構想をどうするのか示した後に基金を廃止をされてはどうか。

との意見に対し当局から、

- ①危機的な本市の財政事情から、内部協議の中で、一般財源化して全体を整理した中で優先順位の高いものに利用する予定である。
- ②財政が好転してきた時に改めて住民の要望などを見極めた上で判断するようにしたい。また、「土台は残していく。」
- ③健康運動公園をどうするか、これから整理していきたい。

との答弁がありました。

本案は反対討論がありましたが、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

●議案第85号 栗東市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について 質疑では、

この条例改正で市民への影響は？ また、支給実績はどうか？

との質疑がありました。当局から、

今回の条例改正に対する市民への影響はなく、災害弔慰金の支給対象となる遺族範囲に同居の兄弟姉妹を加えるものです。栗東市に住所を有する（住民票を有する）市民が対象で、実績としては、平成10年9月の台風被害で死亡された1名に支給されています。との答弁がありました。

本案は討論もなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

●議案第91号 栗東歴史民俗博物館条例の一部を改正する条例の制定について であります。 委員から

かまどを利用した場合、1時間の料金設定が高いように思うが、別表を設けられないか。 との質疑に対し当局から、

かまど利用の場合、薪と、そこに必ず人をつけなくてはならず、それを含めた単価を設定している。 との答弁がありました。

また、屋外展示の利用とはどのようなものか？ 使用料の減免はできないか？ との質疑がありました。 当局から、

屋外展示の利用としては、屋外アートのものを展示する、太極拳やヨガなど、ゆるやかな動作の運動をする屋外の場の提供などが考えられる。

歴史民俗博物館の付加価値を高め、今まで利用できなかったことを利用可能とし、市民ニーズに応えるものであること。室内の展示利用は歴史や美術に関するものとしている。なお、減免の対象については、公の施設の使用料等の減免の基準全体を検証した中で検討していく。との、答弁がありました。

また、委員から、今回の利用設定は市民感覚として高いと感じる。地域のニーズに合った貸し出しとPRをお願いする。との意見がありました。

本案は反対討論、賛成討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

●議案第92号 栗東市営プール設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について であります。 委員から

市民プールとして親しまれてきたが、廃止による対案はあるか？

また、廃止後のこのプールの位置付けはどうなるのか。

との質疑がありました。当局から、

廃止後は、各小学校の分団水泳の利用で考えており、学校のプールとして移管する。 との、答弁がありました。

本案は反対の討論がありましたが、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

●議案第93号 栗東市スポーツ災害補償に関する条例を廃止する条例の制定について であります。 委員から

過去の補償実績はどのようなものが多いか。またこの条例の廃止によって、地域のスポーツが後退しないか？ との質疑がありました。当局から、
捻挫などの事例が多く、スポーツ安全保険の加入とともに、地域振興協議会の事業では総合保険に入っていて、この条例の廃止で地域のスポーツが後退するものではない。 との、答弁がありました。

本案は討論もなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、補正予算関係であります。

●議案第97号 平成23年度栗東市一般会計補正予算（第4号）についてのうち、当委員会が所轄する事項について、
委員から質疑がありましたが、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、議案第97号 平成23年度栗東市一般会計補正予算（第4号）についてのうち関係する歳出、歳入・その他の事項については、原案のとおり可決すべきものと決した旨を、総務常任委員会委員長に報告いたしております。

●議案第106号 栗東市敬老祝金条例の一部を改正する条例の制定について 委員から

対象者の人数と安否確認の内容はどのようになっているか。
との質問に当局から、

平成24年は88歳が142人、99歳で3人、100歳が10人。
合計155人。88歳と99歳は民生児童委員さんの協力を得て、100歳の方は、市職員で訪問して行う予定。 との答弁がありました。

本案は、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました案件の審査結果の報告いたします。よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。